

## 山形海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、山形海区漁業調整委員会委員選任要綱（令和2年11月24日付け水振第379号、以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、山形海区漁業調整委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定するための山形海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、要綱第6条の手続きにより推薦された者及び募集に応募した者が、要綱第5条の資格を満たしているかを審査するとともに、候補者の選定を行い、その結果を知事に報告するものとする。

2 選定委員会は、前項の選定を行うに当たり、書面審査その他適当と認める方法による審査を行うことができるものとする。

### (組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課長
- (2) 山形県農林水産部水産振興課長
- (3) 山形県水産研究所長
- (4) その他知事が必要と認める者

2 選定委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集し、選定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (秘密保持)

第6条 選定委員会は、公開しない。

2 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和2年11月24日より施行する。